

「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改  
修業務」に係る一般競争入札（総合評価落札方式）

## 入札説明書

平成29年1月20日

独立行政法人農林漁業信用基金

## 目 次

I	入札説明書	1
II	入札心得	8
III	仕様書	12
IV	入札資料作成要領	21
V	審査要領	24
VI	契約書（案）	26
VII	申請書様式	
	入札書（様式1）	34
	委任状（様式2）	35
	一般競争参加資格審査申請書（様式3（1）～（4））	36
	評価項目一覧（様式4）	40
	秘密保持に関する確認書（別紙1）	41

## Ⅰ 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の一般競争入札に関する公告(平成29年1月20日付け公告)に係る入札については、次に定めるところによる。

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称：林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務
- (2) 業務内容等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (4) 納入場所：東京都千代田区内神田1-1-12コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金事務室・第二電算室

### 2 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室 業務推進課

電話：03-3294-5583

FAX：03-3294-5595

### 3 参加資格

- (1) 下記ア、イ、ウに該当しない者であること。
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
  - ウ 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団及び個人をいう)又はその関係者と認められる者。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させない。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
  - キ 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽

の記載をし、又は記載をしなかった者。

ク 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者。

- (3) 入札説明書等の交付期間に、別紙1「秘密保持に関する確認書」の提出により信用基金が開示した「詳細仕様書」を受領している者であること。

#### 4 必要とする要件

本システムの設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解し、又は、本業務に着手するまでに自己の負担においてこれらの知識を習得することができること。

(ただし、応募する者が、本システムの設計書、その他同システムの仕様に係る書類等の閲覧を希望する場合、必要に応じ、信用基金より提示するものとする。)

#### 5 入札者の義務

- (1) 入札者は入札説明書等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は入札説明書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案書等提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがある。

#### 6 入札説明書等の交付期間

平成29年1月20日(金)～平成29年2月3日(金) 17時00分

土日祝祭日を除く、平日10時から17時まで(12時から13時を除く)、上記2の担当部署で交付する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報にて入札公告、入札説明書など入札に関わる事項を公表している。

(<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>)

なお、「詳細仕様書」は、別紙1「秘密保持に関する確認書」と引き換えに入札説明書等の交付場所においてのみ交付する。

#### 7 入札参加資格審査手続

##### (1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書その他必要書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までの下記書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

##### ② 申請書類

(ア) 一般競争参加資格審査申請書(様式3-(1))

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

【全省庁統一資格を有しない場合】

a 一般競争参加資格審査申請書(様式3-(2)～(4))

- b 営業経歴書
  - c 登記簿謄本（法人の場合）
  - d 財務諸表類
  - e 納税証明書の写し
- (ウ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付すること。）
- ③ 提出部数  
1部とする。
  - ④ 提出方法  
持参により提出すること。郵送及び伝送（ファックス。電子メール等）による提出は認めない。
  - ⑤ 提出期限  
平成29年2月3日（金） 17時00分
  - ⑥ 受付時間  
受付時間は、土日祝祭日を除く、平日10時から17時まで（12時から13時を除く）とする。
  - ⑦ 提出先  
上記2の担当部署
  - ⑧ 提出された申請書の取扱いについて  
(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。  
(イ) 申請書類は、返却しない。

## 8 入札参加資格結果の通知について

### (1) 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。

### (2) 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

### (3) 結果通知日

競争入札参加資格認定通知書は、平成29年2月10日までに発送する。

## 9 入札説明書等に関する質問

### (1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

### (2) 電子メールアドレス

Eメール：kikin-ringyo@jaffic.go.jp

### (3) 質問の受付期限

平成29年2月9日(木) 17時00分

- (4) 質問に対する回答は原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。
- (5) 書類の内容等の変更(例：契約書の修正)があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状を提出していない代理人による入札
- (3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札の目的に示された要件と異なった入札
- (6) 条件が付された入札
- (7) 入札書を2通以上投入した者の入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき

## 11 入札執行手続

上記8(1)の通知により資格があると認められた者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

- (1) 入札日時(入札書等の提出期限)

平成29年2月17日(金) 17時00分

- (2) 入札場所(入札書等の提出場所)

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 第5会議室

- (3) 提出書類

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 入札書(様式1)             | 1通 |
| ② 提案書                  | 6部 |
| ③ 評価項目一覧(様式4)          | 1通 |
| ④ 競争入札参加資格認定通知書        | 1通 |
| ⑤ 委任状(代理人を選任する場合)(様式2) | 1通 |

- (4) 入札書等の提出方法等

ア 持参により提出すること。郵送及び伝送(ファックス、電子メール等)による提出は認めない。

イ 入札書を封筒に入れ封緘し、封筒の表面に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務 一般競争入札に係る入札書 在中」と記載し、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先を記載し、かつ、「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務 一般競争入札に係る提出書類一式 在中」と記載すること。

ウ 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「上記（3）提出書類」に記載の書類を入札日（入札書等提出期限）までに提出すること。提出期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受理されない。

エ 上記（3）の提出書類のうち提案書については、「Ⅳ 入札資料作成要領」に従って作成、提出すること。

オ 上記（3）の提出書類のうち、仕様書に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、信用基金が発注する当該請負者に支払うべき総額について消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(5) 提出された書類の取扱い等

ア 作成費用は入札者の負担とする。

イ 提案書等は評価結果に関わらず、返却しない。

ウ 提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しない。

エ 一旦提出された提案書等は、差し替え、変更又は取り消しはできない。

(6) 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の合計得点に入札価格の得点を加えた総合評価得点が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(7) 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

(8) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 開札の日時及び場所

平成29年2月24日（金） 11時00分  
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金 第3会議室

(10) 落札結果の通知

落札結果は、開札日から1週間以内に入札書等を提出した者に通知する。

なお、落札者以外の者には、同者が獲得した総合評価点と落札者が獲得した総合評価点を通知するものとする。

(11) 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日（入札書等の提出期限）
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ 入札者ごとの総合評価点

1.2 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (4) 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約書の内容については、採択された者と別途協議の上、決定する。ただし、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないこともある。

1.3 その他

入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。



(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

## II 入札心得

### (趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### (仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### (入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

### (入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

### (代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人より入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は委任状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- (8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状を提出していない代理人による入札
- (3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札の目的に示された要件と異なった入札
- (6) 条件が付された入札
- (7) 入札書を2通以上投入した者の入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立合わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあつては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、

落札者を決定することがある。

- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

#### (再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

#### (同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 最低価格落札方式にあつては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### (契約書の提出)

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

#### (入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

#### (落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

### Ⅲ 仕様書

#### 第1 基本事項

1 業務名：林業信用保証業務システムにおける「基幹系システム」に係るプログラム改修業務

#### 2 目的

本仕様書は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証業務において、①保証料徴収事務等の効率化、②出資金額の取扱いを変更したことに伴う事務処理方法の変更に対応するため、林業信用保証業務システムにおける「基幹系システム」（以下「本システム」という。）のプログラム改修を行うものである。

#### 3 本システムの概要

- (1) 信用基金の林業信用保証業務は、債務保証審査、代位弁済、求償権の管理、出資者の管理等を行っており、本システムはこれらの業務を行うためのものである。
- (2) 本システムは株式会社金融エンジニアリンググループが開発し、同社が保守業務を請け負っている。
- (3) 本システムの詳細は、「詳細仕様書」のとおり。

#### 4 本業務の概要

- (1) 未収保証料一覧表の作成
  - (2) 融資機関向け未収保証料送金依頼文書の作成機能の追加
  - (3) 追加保証料計算機能追加及び保証料計算書の変更
  - (4) 保証契約変更稟議書等の変更及び保証料送金依頼文書作成機能の追加
  - (5) 出資金額の取扱い変更に伴う出資業務の入力画面及び帳票類の修正
- ※ 詳細は「詳細仕様書」による。

#### 5 基幹系システムの要件

請負者は、本システムに係る各設計書等を踏まえて本業務を実施するものとし、以下のことを遵守するものとする。

##### (1) 機能要件

本業務において、新規に機能を開発する場合、又は既存の機能に変更を加える場合には、利用者の負担軽減の観点から、ボタンの配置方針や利用画面の構成等のユーザインターフェイスは、本システムの各機能と同等以上の操作性を確保すること。

##### (2) 帳票要件

本業務において、新規に機能を開発する場合、又は既存の帳票に変更を加える場合には、当該帳票の構成等を信用基金と協議するものとし、当該帳票の仕様がまとも次第、信用基金に確認依頼を求め、信用基金の承認を得た上で改修作業に着手

すること。

(3) 画面要件

本業務において、新規に画面を作成する場合、既存の画面に変更を加える場合には、当該画面の構成等を信用基金と協議するものとし、当該画面の仕様がまとまり次第、信用基金に確認依頼を求め、信用基金の承認を得た上で改修作業に着手すること。

(4) 情報・データ要件

本業務においては、現行の本システムのデータベース設計を踏まえて、作業を実施すること。

(5) ソフトウェア要件

本業務において、システムの設計及びソフトウェア、データベース設計等について熟知した上で、システム機能・データの整合性を保持すること。

なお、本業務については、本仕様書及び別に定める詳細仕様書に定義された内容に基づき実施すること。

また、本業務の遂行に必要な開発環境、テスト環境等については、担当部署・保守業者との確に協議を行い、全て請負者が負担すること。

## 6 機密保持等

- (1) 請負者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、信用基金から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者には秘密とし、また、本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。
- (2) 請負者は、本業務に係る作業に関与した請負者の作業担当者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (3) 請負者は、本業務に係る検収後、請負者の事業所内部に保有されている本業務に係る信用基金に関する情報について破棄又は消去を行うとともに、信用基金からの貸与物について返却するものとする。
- (4) 請負者は、本業務に係る情報の保存及び運搬に当たっては、情報の漏洩又は毀損を防止するための十分な安全管理措置を講じるものとする。

## 7 個人情報の取扱い

請負者は、本業務における個人情報の保護について、次の措置を実施するものとする。

なお、請負者が、個人情報の取扱いにおいて、適正な取扱いをしなかった場合には、本業務に係る契約を解除することがある。

- (1) 請負者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、請負者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 個人情報の取扱いに係る事項については、信用基金と協議の上決定し、契約時に書面で提出すること。また、個人情報の適正な取扱いを図るための責任者を選任し、併せて報告を行うこと。

- (3) 個人情報複製の際には、事前に信用基金の許可を得ること。ただし、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、破棄・消去を実施すること。
- (4) 請負者は、本業務を履行する上で個人情報の漏洩等、個人情報の機密保持に反する行為及び安全確保の上で問題となる事案等を把握した場合には、直ちに信用基金に報告すること。

#### 8 情報セキュリティ遵守事項について

受託者は、別紙2「情報セキュリティ遵守事項について」の事項を遵守すること。

#### 9 再委託

本件の一部について再委託を希望する場合、請負者は事前に信用基金と協議し、事前に書面による承認を得ること。その際、請負者は再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。また、請負者の責任において再委託先についても請負者と同様の守秘義務を遵守させるよう管理・監督を行うこと。

#### 10 瑕疵担保責任

請負者は、検収後1年間において、実施した作業及び納入成果物に隠れた瑕疵があることが判明した場合（納入成果物に誤った内容を記載する等により、作業のやり直し等の対応が必要となる場合を含む。）には、請負者の責任及び負担において、信用基金が相当と認める期日までに補修等（代替品への交換を含む。）を完了するものとする。

#### 11 監査

本業務の履行状況につき、信用基金が監査する旨申し出たときは、定期的又は随時に関わらずこれを受け入れること。

また、請負者はこれに協力し、必要な情報を提供すること。

#### 12 遵守すべき法令

請負者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

#### 13 知的財産権の帰属等

- (1) 請負者は、本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を信用基金に譲渡するものとし、信用基金は当該成果物を独占的に使用するものとする

なお、請負者は信用基金に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。また、請負者が本業務の納入成果物に係る著



著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、信用基金と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、信用基金が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、請負者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、このとき、請負者は、当該著作物の使用許諾条件につき、信用基金の了解を得るものとする。

- (3) 請負者は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら信用基金の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。

なお、信用基金は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに請負者に通知することとする。

#### 14 その他

- (1) 請負者は、本業務の円滑な運営を図るため、信用基金と連絡を密にするとともに、業務上不明な事項が生じた場合には、信用基金の指示を受けるものとする。

- (2) 請負者は、本業務の実施においては、全て日本語で対応するものとする。

- (3) 請負者は、本業務について、その契約期間中に本仕様書等の関係書類に基づいて、信用基金が情報の開示又は作業の改善等を求めた場合には、速やかに対応するものとする。

- (4) 請負者は、信用基金が定め、又は指示する設備等の管理・運用に関する諸規則を遵守するものとする。

- (5) 信用基金は、請負者が本業務を履行する上で必要な関係資料を随時貸与する。ただし、請負者は、信用基金から貸与された資料について、複写することなく、信用基金から請求があった場合又は本業務に係る契約期間終了時に信用基金に返還するものとする。

- (6) 請負者は、本業務を実施する作業担当者の身元、規律の維持、風紀及び安全衛生等の人事・労務管理について責任を負うものとし、作業担当者の責めに起因する事件、事故等が発生した場合には、一切の責任を負うものとする。

- (7) 本業務を請け負うための提案を行おうとする者は、提案書の作成に当たり、信用基金の了承を得た上で、あらかじめ本システムの設計書等を閲覧することができる。

- (8) 契約締結前の準備作業については、請負者の責任において実施すること。

## 第2 請負条件

### 1 請負者（企業）としての実績・資格

請負者は、以下に掲げる要件の全てを満たしていることを要する。

- (1) 本システムの設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解し、又は、本業務に着手するまでに自己の負担においてこれらの知識を習得することができること。

- (2) 情報セキュリティ管理体制について、本業務実施部門が ISO27001 等の ISMS 認証を取得していること又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。
- (3) 本業務実施に当たって、本システム開発業者、ハードウェア保守業者、ネットワーク業者等関係する業者（以下「関連業者」という。）と協力して円滑な作業を行うことが可能であること。

## 2 作業担当者としての実績・資格

請負者は、本業務を実施する要員として、以下に示す実務経験又は知識を有する者を本業務に従事させることができること。

なお、本業務を請け負うための提案を行おうとする者は、各作業担当者の役割及び責任並びにチーム編成を明確にした作業体制図を提案すること。

- (1) 本業務実施の責任者として、作業計画の作成、要員等作業遂行に必要な資源の調達、作業体制の確立及び予算・納期・品質等の管理を行い、作業を円滑に運営した実績を有する担当者。
- (2) システム及びシステムに関わる林業信用保証業務に関する十分な業務知識を保有している者。

## 第3 作業の体制及び方法

### 1 作業体制

請負者は、本業務の作業体制を確保し、作業体制図を事前に信用基金に提示すること。請負者は、信用基金のほか、関連業者と一体となって相互に協力しつつ、本業務を遂行するものとする。

### 2 作業場所

東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 11 階  
独立行政法人農林漁業信用基金

### 3 作業環境

請負者が作業を実施するための作業環境に係る要件は、以下のとおりとする。作業を実施する上で信用基金が用意する環境を使用するに当たっては、十分な注意を払い、適正に使用すること。また、請負者は、これらを本業務以外の目的に使用しないこと。

#### (1) 信用基金が用意する環境等

ア 事務室、第二電算室

イ システム環境（端末装置、プリンタ等周辺機器を含む。）

システム環境の構成及び同環境におけるハードウェア、ソフトウェア等は「詳細仕様書」のとおりである。なお、信用基金が設置するシステム環境は、関連業者も利用する可能性があるため、その利用方法については別途、信用基金と調整するものとする。

ウ イに係る消耗品等

## (2) 請負者において用意する環境

作業を実施する上で上記(1)以外に必要となる環境

なお、信用基金が用意できる環境は(1)に限られるため、請負者が用意する作業場所での対応が可能な作業については、請負者側で作業環境を用意すること。

## 第4 作業内容

### 1 作業計画

請負者は、以下の業務について、作業実施のための作業計画表(作業内容及び実施時期)を作成し、信用基金に提示するものとする。

- (1) 現行プログラムの解析
- (2) プログラム改修案の提示
- (3) 想定される全てのパターンによるテストの実施
- (4) 現行プログラムにおける出力結果との整合性の検証
- (5) 改修プログラムのシステムへの適用及びシステムの安定稼働の確認
- (6) 保守業者により並行して実施されるプログラム修正の反映と動作保証

### 2 作業内容

#### (1) 現行プログラムの解析

現行プログラムを解析し、信用基金で保有するシステム仕様書の内容が正確に反映されていることを確認する。

#### (2) プログラム改修案の提示

上記(1)を踏まえ、プログラム改修案を信用基金に提示する。

また、上記(1)の解析結果及び別途信用基金が提示する詳細仕様書に基づき、修正が必要なプログラムや帳票が判明した際には、信用基金との協議の上、それらの修正案についても提示し、修正を実施する。

#### (3) 想定される全てのパターンによるテストの実施

プログラム改修案について、想定される全てのパターンによるテストを実施する。

##### 【テスト要件】

##### ア テスト方法・手順に関する要件

落札業者はテストに先立ち、テスト範囲、テスト実施体制(作業分担)、テスト実施方法等を整理したテスト計画書を提出し、信用基金の了承を得ること。

##### イ テスト環境・テストデータに関する要件

テストに必要な環境、テストデータの準備については、落札業者が行うこと。システム連携に関するテストを実施する際には、信用基金と協議の上、関係者との調整を実施すること

##### ウ 作業分担に関する要件

テストについては可能な限り信用基金に負荷を与えることなく、落札業者が責任を持って作業を実施すること。並行確認期間中の作業についても、データ入力等が日々発生するため、可能な限り落札業者にて実施し、現行の環境との

差異がないことを確認すること。

※ プログラムの修正に当たっては、信用基金と協議の上実施するものとする。

(4) 現行プログラムにおける出力結果との整合性の検証

現行及び改修したプログラムの並行処理を実施し、現行プログラムにおける出力結果と、改修したプログラムによる出力結果が一致していることを確認する。(テスト要件については、上記(3)に準ずるものとする。)

(5) 修正プログラムのシステムへの適用及びシステムの安定稼働の確認

改修したプログラムをシステムに適用させ、システムが安定稼働したことを確認する。なお、システムその他プログラム機能に支障がある場合等、システムが正常に稼働しない場合には、正常に稼働するようにプログラム改修を実施する。

(6) 保守業者により並行して実施されるプログラム修正の反映と動作保証

本システムは、保守業者にて年間通じてプログラムの修正を実施している。本業務の実施中に適用されたプログラムの修正は、適宜保守業者と連携を取り、修正を反映すること。

また、適用された修正が本業務の修正に影響がないことを確認し、影響がある場合には本業務の作業範囲内にて対応を実施し、システム全体の動作を保証すること。

なお、保守業者との連携に伴い発生する作業及び費用等については、全て請負者の負担によるものとする。

3 履行期限・納入成果物等

(1) 契約締結後 10 日 (休日を除く。) 以内

設計書、テスト計画書の提出

(2) 履行期限

①第 1-4-(1) に掲げる業務

平成 29 年 3 月 24 日まで

②第 1-4-(2) ~ (5) に掲げる業務

契約締結日から 8 ヶ月以内

(3) 納入成果物

(2) ①及び②ごとの履行期限までに 1 (1) ~ (6) までを終了する、以下の成果物を CD-ROM に収録して納入すること

① 本件機能改修に係る設計書

② 本件機能改修に係る操作説明書

③ 実行プログラム

④ テスト計画書

⑤ テスト結果報告書

⑥ プログラム一覧

⑦ 機能改修モジュール

⑧ その他

(4) 納品場所

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金 事務室・第二電算室

(5) 試験、検査及び品質保証

① 一般事項

仕様書で規定する修正要件について、試験及び検査を行うこと。

② 品質検査

現使用環境において、現行機能の保持を確認する品質検査を行うこと。

検証テスト実施にあつては、テスト範囲、テスト実施方法が的確に整理されたテスト計画書を事前に作成し、円滑かつ効率的に実施すること。

③ 品質保証

納入後1年以内に生じた機能障害等については、本仕様書に所定の要求項目を満足するように処置すること。

(6) 検査の流れ

次に示す事項を信用基金が完了したことをもって検査完了とする。

- ・請負者による動作確認等が完了次第、信用基金によりテストを実施する。
- ・請負者は、このテストの支援を行う。
- ・請負者は、テストにおいて不具合が発見された場合、適切な処置を施すこと。
- ・テスト時に使用した一時ファイル等の不要なファイル等は、テスト終了後、請負者において削除すること。

第5 その他

(1) 詳細については、信用基金担当職員と打ち合わせの上で、業務を行うものとする。

なお、信用基金担当職員と打合せを行った場合は、その都度、請負者が議事録を作成し、内容について信用基金の了解を得るものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、信用基金と協議のうえ決定するものとする。

(3) 本仕様書の内容によりがたい事情が発生した場合は協議を行い、必要により仕様を変更することができるものとする。

(4) 本仕様書に疑義等がある場合は、質問書(任意様式)を作成し提出するものとする。

(以上)

(別紙2)

## 情報セキュリティ遵守事項について

1. 基本的事項  
請負者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から提供された個人情報等の情報や請負業務を通じて取得した情報（以下「重要な情報」という。）の重要性を認識し、これらの取扱いにあたっては、情報漏えい等のセキュリティ事故（以下「事故」という。）が発生することのないよう適切に取り扱わなければならない。
2. 目的外利用の禁止  
請負者は、信用基金の指示又は承諾があるとき以外は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
3. 情報セキュリティ対策における管理体制  
請負者は、重要な情報の管理に責任を持つ責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、重要な情報の管理体制について、請負業務の開始前に信用基金に届け出なければならない。
4. 意図せざる変更が加えられないための管理体制  
請負者は、従業員、再委託先、若しくはその他の者による不正が見付かった際に、信用基金と請負者が連携して原因を調査及び排除できる管理体制を整備しなければならない。
5. 教育の実施  
請負者は、重要な情報の管理責任者及び従業員に対し、この遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行わなければならない。
6. 情報の提供  
請負者は、資本系・役員等の情報、事業の実施場所、従業員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供しなければならない。
7. 事故発生時における対処方法  
請負者は、事故が発生した場合に備え、信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。
8. その他脅威に対する情報セキュリティ対策  
請負者は、役務内容を一部再委託する場合、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
9. 秘密の保持  
請負者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。  
請負者は、契約終了後速やかに重要な情報の現物、複製、要約及び業務において直接発生した二次情報を信用基金に返却又は廃棄しなければならない。
10. 履行状況の報告等  
信用基金は請負者に対し、この遵守事項に基づく情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求めることができる。  
信用基金は、履行状況の確認等のため、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについての監査を実施することができる。
11. 契約の解除及び損害賠償  
信用基金は、請負者がこの契約による業務を処理するにあたって、この遵守事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
12. その他  
請負者は、この遵守事項の解釈について質疑が生じたとき、又はこの遵守事項に定めのない事項については、信用基金と協議の上、定めるものとする。

## IV 入札資料作成要領

### 1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が提示する資料を受け、次に示す資料を作成し、信用基金へ提出する。

#### (1) 本件入札の参加希望者が競争入札資格の認定を受けるために必要な資料

- ① 一般競争参加資格審査申請書（様式3-（1）） 1通
- ② 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し 1通

【全省庁統一資格を有しない場合（各1通）】

- a 一般競争参加資格審査申請書（様式3-（2）～（4））
  - b 営業経歴書
  - c 登記簿謄本（法人の場合）
  - d 財務諸表類
  - e 納税証明書の写し
- ③ 第一種定型郵便物の大きさの封筒 1通

（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付すること。）

#### (2) 入札者が入札日までに信用基金に提出する資料

- ① 入札書（様式1） 1通
- ② 提案書 6部
- ③ 評価項目一覧（様式4） 1通
- ④ 競争入札参加資格認定通知書 1通
- ⑤ 委任状（様式2）（代理人を選任する場合） 1通

### 2 提案書等の作成及び説明

#### (1) 提案書の構成及び記載事項

提案にあたっては、仕様書に定める要求要件を全て満たす内容とし、具体的かつ明確に記述すること。提案書は、基本的に各社の任意形式とするが、その構成及び記載事項は、仕様書、様式4「評価項目一覧」等に基づき作成し、以下の事項を記載すること。

##### ① 会社概要

ア 主な業務の内容、決算内容

イ 本事業に類似したシステム（クライアント・サーバ方式）の開発等の実績

ウ 主な取引相手先等

エ 林業信用保証業務における基幹系システムの設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解し、又は、本業務に着手するまでに自己の負担においてこれらの知識を習得することができることの証を記述すること。

オ その他会社としてアピールできる事項

##### ② 実施方針

##### ③ 実施内容（仕様書第4-1（1）～（5）の各業務ごと）

- ④ 実施体制及びスケジュール管理体制
- ⑤ 個人情報保護及びセキュリティ方針に関する方針
- ⑥ 検証テスト計画書
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進
  - ア 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）の取得状況
  - イ 次世代法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得状況
  - ウ 若者雇用促進法に基づく認定の取得状況

## (2) 評価項目一覧の記入要領

評価項目一覧の提出に当たっては、次の「入札者記入欄」に記入漏れがないこと。

### 【入札者記入欄】

#### ① 必須要件

評価区分が「必須」の場合に、入札者は、実現可能である場合は「○」を、実現不可能な場合（実現の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む。）には「×」を記載する。

#### ② 提案書該当ページ及び提案書該当項番

作成した提案書おける該当ページおよび項番を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。

## (3) 提案書等様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA 4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA 3判にて企画書の中に折り込むこと。
- ② 提案書については、電子媒体に保存された電子ファイルの提出を求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office word 形式、一太郎形式またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、信用基金まで申し出ること）。記録媒体は、CDまたはDVDとする。

## (4) 留意事項

- ① 信用基金から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ② 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ③ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうか提案書本文により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とのみ記載しているものは、提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価となる。



- ④ 上記の提案書構成、様式等に従った提案書ではないと信用基金が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑤ 信用基金は、提案書その他の書類を本入札における総合評価落札方式（加算方式）の評価にのみ使用する。

## V 審査要領

### 1 採択方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「2（1）総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を採択する。

- ① 見積額が予定価格の範囲内であること。
- ② 「3（1）一次評価」に合格していること。

### 2 総合評価点の計算

#### （1）総合評価点の計算

総合評価点の計算＝技術点＋価格点

技術点＝必須項目＋加点項目

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

※評価点、価格点は小数第2位以下を切り捨てとする。

#### （2）得点配分

技術点：120点（必須項目：60点、加点項目：60点）

価格点：40点

### 3 審査

#### （1）一次評価

一次評価として、様式4「評価項目一覧」の各事項について、次の要件を全て満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「（2）二次評価」を行う。

- ① 「必須要件」欄の全てに「○」が記入されていること。
- ② 「提案書該当ページ」欄に提案書のページ番号が記入されていること。
- ③ 「提案書該当項番」欄に提案書の項番が記入されていること。

#### （2）二次評価

上記の「（1）一次評価」で合格した提案を対象として、様式4「評価項目一覧」で示す、評価項目に基づき、審査を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価にあたっては、複数の選定委員が各項目を評価し、評価に応じた得点の合計の平均とする。

#### （3）評価基準

各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。

この評価基準に基づき、選定委員は各評価項目の評価を決定する。

	評価	指標
必須項目	満点	評価項目に示す内容について、すべて具体的に説明されており、提案として、優位性のある内容である。
	部分点	評価項目に示す内容について、すべて具体的に説明されており、また、その内容に矛盾がない。
	不合格	内容が要件に対して不十分である、明らかに提案要求事項を満たさない、遵守確認事項と矛盾がある、あるいは記載がない。
加点項目	満点	評価項目に示す内容について、すべて具体的に説明されており、また、その内容に矛盾がない。
	部分点	評価項目に示す内容について、必要な説明がされているが、具体的な説明に欠ける部分がある。
	加点無し	評価項目に示す内容についての説明がない。又は、説明が不適切(誤り、矛盾、不十分等)である。

#### (4) 合否評価

評価「不合格」が設定されている評価項目について、委員の過半数が「不合格」とした場合には、その提案者は不合格とする。

また、必須項目が最低限の要求要件を満たしても、合計点が満点の6割を満たしていない場合には、その提案者は不合格とする。

## VI 契 約 書

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「林業信用保証業務における基幹系システムのプログラム改修業務」にかかる契約を締結する。この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田一丁目1番12号  
独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 堤 芳夫

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づき、「林業信用保証業務における基幹系システムのプログラム改修業務」(以下「業務」という。)を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(納入期限)

第3条 納入期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 仕様書第1-4-(1)に掲げる業務 平成29年3月24日まで
- (2) 仕様書第1-4-(2)から(5)に掲げる業務 契約締結日から8ヶ月以内

(納入場所)

第4条 納入場所は次のとおりとする。

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金事務室・第二電算室

(契約金額)

第5条 本契約の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、  
金●●●●●●●●●●円とし、内訳は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 仕様書第1-4-(1)に掲げる業務 金●●●●●●●●●●円
- (2) 仕様書第1-4-(2)から(5)に掲げる業務 金●●●●●●●●●●円

(契約金額の請求及び支払)

第6条 乙は、本契約を履行したときは、第5条に規定する各項目ごとに契約金額の支払いを甲に請求するものとする

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 乙は本件成果物について、甲が別にリース契約を締結したリース会社（以下「リース会社」という。）から前条に定める契約金額の全部又は一部及びこれらに係る消費税相当額の支払いを受けることを承諾するものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第8条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(責任者)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、責任者を選任し、書面により甲に通知する。なお、乙は体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

- 2 乙は、事前に書面により甲に通知することにより、責任者を変更できるものとする。
- 3 責任者が複数の場合には、乙は協議の上、総括責任者を置くことができるものとする。

(主任担当者)

第10条 乙は、契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、甲に通知する。

なお、乙は体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

- 2 乙は、事前に書面により甲に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受領及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(検査)

- 第11条 乙は、業務を終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく修正若しくは代品の納入等を行い、再度検査を受け、業務内容を完了させなければならない。
- 3 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(遅延利息)

- 第12条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、第6条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

- 第13条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに当該業務を終了しない場合においては、遅延日数に応じ、契約金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(本契約内容の変更)

- 第14条 本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(資料等の提供及び返還)

- 第15条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、当該本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本契約に定める各条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。
- 3 本件業務遂行上、甲の事務所で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、本契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。
- 4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
- 5 甲から提供を受けた資料等について本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。
- 6 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第10条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

(資料等の管理)

- 第16条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管

理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第17条 乙は、本契約を履行するにあたって知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。
  - (3) 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを行ってはならない。
  - (4) 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
  - (5) 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の破棄を行わなければならない。
- 2 甲は、乙が前条各号の一に違反したとき又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙の責任に帰すべき事由により個人情報が漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。
- 4 本契約を締結するにあたり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。
- (1) 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
  - (2) 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

(秘密保持)

第18条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏えい防止措置を講じるものとする。

(納入物の所有権)

第19条 乙が本契約に従い甲に納入する納入物の所有権は第11条に規定する検査に合格した日をもって、乙から甲又はリース会社へ移転するものとする。

なお、リース契約終了後の所有権の帰属に関しては、甲とリース会社の定めに従うものとする。

(納入物の著作権)

第20条 乙は、本業務により作成する成果物に関し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を甲に譲渡するものとし、甲は当該成果物を独占的に使用するものとする。

なお、乙は甲に対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。また、乙が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、甲と別途協議するものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第21条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けたときに、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。

(瑕疵担保責任)

第22条 甲は第11条に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に納入成果物又は履行業務について瑕疵を発見し、又は、その瑕疵によって損害を受けた場合は、乙に対し代品の提供又は瑕疵の補修とともに金銭による損害を請求することができる。その場合、乙は甲と当該瑕疵の原因について協議を行い、協議の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は自己の負担において当該瑕疵の修正又は修正情報の提供を行うものとする。なお、損害額については、乙は甲と協議の上、当該瑕疵のある開発作業に対する契約金額相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由から生じた障害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

(危険負担)

第23条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められる場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

第24条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第25条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない



者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

#### （甲の契約解除）

第26条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認められた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納品期限若しくは納品期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みないと認められるとき。
  - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
  - (4) 乙が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
  - (5) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第27条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務の履行や成果物の納入が不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第28条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、この契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第29条 第26条第1項第1号、第3号から第5号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第30条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第31条 乙は、第29条又は第30条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき、甲が賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第32条 乙は、第29条又は第30条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第33条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第34条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)についてその内容を変更する必要性が生じたときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(紛争の解決)

第35条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のための要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第36条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補則)

第37条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(以上)

(様式1)

## 入 札 書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
総 額									

(内訳)

①仕様書 第1-4-(1)の業務									円
②仕様書 第1-4-(2)～(5)の業務									円
合 計									円

業務名称：林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務

入札説明書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

会社名

氏 名

印

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(様式2)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名  
(又は代理人)

印

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

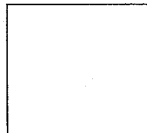
代 理 人 (又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑







(3) 様式3

12	区 分	直前決算 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計
自己資本額	① (うち外国資本) 払込資本金			( )	
	② 準備金・積立金				
	③ 次期繰越利益(欠損)金				
	④ 計				

14	1	外国籍会社 [ 国名 : ]
	2	日本国籍会社 [ 国名 : ] (比率 : 100 %)
	3	日本国籍会社 [ 国名 : ] (比率 : %)
		外資状況 [ 国名 : ] (比率 : %)

13	経営状況	流動比率	流動資産 (千円)	流動負債 (千円)	$\frac{\quad}{\quad} \times 100 =$	(%)
----	------	------	-----------	-----------	------------------------------------	-----

16	常勤職員の数 (人)				
	うち役員等数				

15	① 創業	② 休業又は転(廃)業の期間	③ 現組織への変更	④ 営業年数 (年)
営業年数等	年 月 日		年 月 日	

17	設備の額 (千円)	① 機械装置類	② 運搬器具	③ 工具その他	④ 合計
18	主要設備の整備の規模				







平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 堤 芳夫 殿

(住所(所在地))  
(法人等名)  
(代表者等氏名)

印

### 秘密保持に関する確認書

私/当社は、「林業信用保証業務における基幹系システムに係るプログラム改修業務（以下「本件業務」という。）について、私/当社が受注の検討を行うに当たり、貴基金より開示される資料及び情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 私/当社は、本件業務に関し貴基金より開示される資料及び情報（以下「秘密情報」という。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 私/当社は、秘密情報を受注の検討以外の目的に使用しません。また、本確認書の存在及び内容並びに本件調査に関し貴基金と私/当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
3. 私/当社は、貴基金の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
  - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合
  - ロ 本件調査のために必要な私/当社及び私/当社の関連会社の役員及び従業員等に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
  - イ 貴基金より開示された時点で、既に公知の情報
  - ロ 貴基金より開示された時点で、既に当社が所有していた情報
  - ハ 貴基金より開示された後に、当社の責によらずに公知となった情報
  - ニ 貴基金に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 私/当社は、受注の検討が終了した場合又は受注の検討のために必要な合理的期間が経過した場合に、貴基金より開示された資料及び情報（複製や検討において発生した二次情報を含む。）を直ちに貴基金に返還し又は破棄するものとします。当社が本件の受注者とならなかった場合についても同様とします。
6. 私/当社は、本確認書に違反した結果、貴基金に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 私/当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

(御担当者様のご連絡先) ※質問の回答をさせて頂く為もれなくご記入ください。

御部署  
御氏名  
t e l )  
E-mail)